

シェアリングスター

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp>

第31号

2005年10月

非武装を考える

所長 林光行

先日、次女と食事をしている時に軍備が話題に上ったときのこと。最近の人は憲法9条のことなどあまり考慮にないと思っていた私は驚きました。彼女は非武装論者だと言うのです。さらに毅然と言います。「武装してなくて攻撃されて殺されるなら、私は死ぬ！その覚悟はしている」軍備のあるほうが、戦争に巻き込まれ易い。彼女はそう判断しています。

日本国憲法は次のように謳っていますが、この理想を遵守するには「死ぬ」ほどの覚悟が必要なのかもかもしれません。

(前文抜粋) 日本国民は、恒久の平和を念願し、(中略) 平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

(第9条第1項) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

日本国憲法は、第2次大戦戦勝国の戦後世界戦略の影響下に作られましたが、この憲法は、人類が幾多の戦禍を潜り抜け、漸くにして辿りついた理想を示しています。また、沖縄や広島・長崎、そして世界中の悲惨な戦争犠牲者にとって、「非戦」は叫ばずにおれない渴望にも似た悲願だと思います。

しかし、単に日本が軍備をしなければ平和が護られるというものではないでしょうし、軍備さえあれば国が護られるという考えも短絡的だと思います。

いっそのこと、いずれの交戦国にも組みしな中立を宣言し、軍隊は保有しないが、国民は軍事訓練を受け、いざ侵略を受けたときは徹底して抵抗する準備のあることを内外に示す。また、平和外交に徹し、軍事費相当額を世界平和のために拠出する。そこまで徹底する必要があるかもしれません。

いずれにせよ、本当に非武装・非戦を望むなら、自分がなすべきこと、覚悟すべきことを受け止める必要があります。このことは軍備論者についても同様で、「他人任せ」の姿勢で平和を軍隊に任せることはできません。自分自身の行動と覚悟が問われます。

~ CONTENTS ~

10月 - 3月の税務

交流 第25回 医療法人 周行会	2
経営倶楽部	
第50回「事業の経営と人生の経営」	4
第51回「ニュースでは分からない 税金・財政の本当の話」	6
会計・税務・経営 耳寄り情報	8
ヘルメット相談会「個人情報保護法」	9
特別企画	
今だから話せる「戦後60年に想う」	10
社会福祉簿記「認定試験」実施	15
KS経営研究会	16
読者の皆様からのお便り	18
ANAセミナーの感想とご案内	19

10月11日	9月分源泉所得税の納付期限(以降毎月10日) (但し、土日祝に当たる場合はその次の平日)
31日	8月決算法人の確定申告期限
11月30日	9月決算法人の確定申告期限
1月4日	10月決算法人の確定申告期限
1月10日	12月分及び年2回払の源泉所得税の納付
1月20日	納期及び納期限特例の源泉所得税の給付
1月31日	11月決算法人の確定申告期限 支払調書・合計書の提出(税務署) 給与支払報告書の提出(各市町村) 償却資産税の申告(各市町村)
2月28日	12月決算法人の確定申告期限
3月15日	H17年分所得税、贈与税の確定申告期限
3月31日	1月決算法人の確定申告期限

交流 第2回 医療法人 周行会



今回の交流は、医療法人周行会理事長の木田孝太郎先生をお訪ねしました。

琵琶湖の南、広々とした田園風景の中に医療法人周行会の湖南病院があります。

オレンジ色を基調とした明るく開放感のある玄関ロビーが印象的です。木田先生は、林光行の高校時代の一年先輩。顧問先になって頂いて以来、25年のお付き合いをして頂いております。(中小企業診断士 前田有太可)

高校3年時に精神科医を目指す

- 精神科医を目指されたきっかけは？

「う~ん、そうですねえ(この間沈黙数秒)。正直なことを言うと高校3年のときに教育実習がありましてね。その時の先生が、実は僕の今の嫁さんですが…」

「で、彼女のお兄さんが精神障害を持っておられるということで、僕にとっては大問題となったわけです。そして精神科医になろうと決めたのです。」

- 奥様とはそのときからの付き合いですか？

「ええ、初めて逢った日からです。運命的な出会いなんでしょうね。出会い頭の正面衝突みたいな(笑)」

- エピソードがあれば教えてください

「彼女の最初の授業が僕のクラスだったんですよ。そこで『歴史における第一法則は?』というキケロの英文を読んで訳してくださいと僕に当てたんです。僕は単語が二つほどわからなかったの、大意を言ったんですが、大意ではなく全文をきちっと訳しなさいと言うのです。『なんで社会の授業なのに辞書まで引いて調べなくては行けないのか』と思ったのですが、結局調べて訳しました。『よし、なんとかこの仕返しをしよう』と思ったんですよ。すると時間が余って質問の時間になったんです。すかさず『あなたにとって歴史とは何か?』『歴史を貫く論理はあるのか、それとも偶然的の積み重ねか?』と聞きましてね、彼女は「そのような難しい問題はここでは答えられません」と言うんですよ。そこで教官室で5時まで色んな話をし、それで終わらなかったの、帰り道駅まで話をし、それでも終わらずに喫茶店で終電ぎりぎりまでず~と話しをし、それでも終わらなくて、ではまた明日ということになり、それが『今朝』まで続いているんです(笑)」

- 高校卒業後のことをお聞かせください

「京大医学部に進みました。精神科医になるために、文学部の心理学を勝手に聞きに行ったり、他の大学の

講義を聞きに行ったり、場合によっては妨害しに(注: 学生運動)行ったり(笑)」

「1972年秋に半年遅れで卒業したのですが、10月の医師国家試験に落ち、『医師資格を持たないケースワーカーさんのようなもの』として長浜赤十字病院に勤めるといふか、研修に入ったわけです。資格がないので注射できない、薬を投与できない精神科病棟での半年間が、今から思えばとても重要な期間でした。」

鉄格子の無い病院を作ると決心

「当時、開放病棟ということが少しずつ言われてきたときで、病院の中に患者さんが運営しお客も患者さんである喫茶店がありました。あるとき入院3日目の女性の患者さんが看護婦さんに喫茶店に行かせてくれと頼むと「だめです」と言われたのです。そこで『木田先生連れてって』と頼みに来られ、看護婦さんにその旨を言うと、先生が連れて行かないといふことになり、一緒に行きました。ところが、私は医局から呼び出しを受け10分ほど席を外したのです。そのすきに男性の患者さんがその女性の患者さんに『おい、ホステス』と言ったんですね。そうしたら精神症状が一気に出てきて、大声で泣き叫び、殺し屋に狙われているという妄想も活発な状態になってしまいました。急いで戻ると、さきほどの看護婦さんにこの大興奮状態をどうしてくれるんです!と詰め寄られました。私は薬も投与できないし、注射もできないし、追い詰められ、途方にくれてしまい、ついに患者さんの前で患者さん以上の大声で泣き出してしまい、患者さん以上のスピードで妄想をしゃべりまくりました。そうしたら、周りは患者さんの人垣ができて、「木田先生、気が変になった、気が変になった」と大声で踊り出す患者さんも出て大騒ぎになりました。そんな中で当の女性患者さんは静かに落ち着いてきて、私に「木田先生、大丈夫ですか?」と穏やかな声で言うん

ですね。そこで私はちらっと看護婦さんに「これでいいですね」と目で合図し、その場は落ち着きました。

夕方 5 時半頃に病棟を離れて家路に着いたのですが、そのときに先ほどの病棟が見えるのです。その窓は鉄格子がはまっていて、患者さんたちが鉄格子にほつたをくっつけ、その間から手を出して「木田先生、気い付けて帰ってね」と言うんですよ。自分は家に帰る、でもこの人たちは帰れない、ひどくその光景が目には焼きつきました。そのとき、『いつかきっと自分は鉄格子の無い病院を作るのだ』と強く決心しました。

その後 7 年間長浜赤十字に勤め、33 歳で湖南病院を設立しました。1980 年 10 月でした。」

湖南病院を設立

－ 独立するときは相当な決心だったのですか？

「う～ん、33 歳という若さですから、やっていける、いけないを判断する前に、『やると決めたらやるんだ』でした。幸い『木田さんと新しい病院作るのなら、一年間給料は要らない』という医師が二人もおられて・・・お金がなかったので、精神科医、看護婦が出し合い、同士、友人、あるいは父から借りました」

－ 設立時にはどんな苦労がありましたか？

「反対運動が一番の苦労でした。説得の論理は『精神病院が無かったために悲惨な事故があったことはあるが、精神病院があったために精神的な事故があったことはない。』ですけど、自分の家の近くに精神病院が出来るというのはなかなか納得してもらえませんでした。ですが、事故が起これば病院側で責任を取るという約束で文書を交わして、なんとか決着しました。」

－ それで鉄格子無き病院を実現されたのですか？

「はい。窓を強化プラスチックにして、デザイン上は鉄格子はなくなりました。ただ、窓が開かない部屋、あるいは隔離室というものはありました。」

「デザイン上鉄格子がないというのには、治療スタッフ側の心の鉄格子を取り払うという狙いもありました。治療スタッフ自身も精神病に対する誤解、偏見を取り除く作業が必要だったのです。また、家族の誤解、無理解を解いていくという活動も大事でした。それは不治の病、あるいは遺伝病という誤った考えを正していくということです。そのために家族会で勉強会を行う、

患者さんが自由に散歩できるということの他に、地域の保健婦、家族が病院の中に入ってきて外の風が病院の中に届くというような交流を持ちました。」

－ 最近の精神医療はどう変わってきていますか？

「まず、精神分裂病が『統合失調症』と呼び名が変わったこと、次に新しい薬（副作用が少ない）が次々と開発されつつあること、そして患者さんの人権尊重の考え方が不十分ながら浸透しつつあることです。」

－ 先生の治療の基本はどんなことですか？

「どんな病気でも『薬、睡眠、栄養、気晴らし』の四つが必要と考えています。気晴らしとしてスポーツが一番いいと思います。Sport の語源は、port 港。port には動詞で担うという意味があります。esport は重荷を降ろすという意味で、esport の e が取れて Sport となったのです。つまり『重荷を降ろす』というのがスポーツの起源なんです。例えばゴロ寝は、スポーツではないようですが、『ゴロ寝』をして重荷を降ろしているのであれば立派な『スポーツ』になります。」

「睡眠、栄養、気晴らしをまとめて、僕は『養生』と呼んでいます。病気には『薬と養生』が大事です。」

個別性と共同性を尊重する

－ 治療、又は病院経営で心がけておられることは？

「それは『個別性と共同性を尊重する』ということです。患者さんは一人一人違う、しかし病気の治療については患者さんとスタッフが一緒に担う、スタッフも個性的であってよいが、治療あるいは病院の運営においては共同性を大事にするということです。」

『個別性と共同性を尊重する』ためには発言の自由が保証されなければなりません。そのため『批判は本人に直接言う。間違ったことを言ってもよい。ただし、反論を聞く覚悟も必要』と皆に言っています。」

木田先生が一語一語丁寧に言葉を選んでやさしくお話し頂いたのが印象的でした。そんな先生の著書「心を見まもる人のために」(学研)はお薦めです。

医療法人 周行会

滋賀県野洲市八夫 2077 番地 TEL:077-589-5155

<http://www.konan-psy.or.jp/>

・湖南病院：精神科、神経科、診療内科

・寿々ほうす：介護老人保健施設

・精神障害者生活訓練施設、同生活支援センター、同居宅介護等事業所、同グループホーム、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などがある。

経営倶楽部

第50回 経営倶楽部 記念講演 平成17年4月16日

「事業の経営と人生の経営」中小企業診断士 小市哲也 先生



経営倶楽部第50回を記念して、小市哲也先生を講師にお招きしました。

先生は、「企業格差は人材格差である」という点に着目され、人材能力開発、自己への気付きのトレーニングなどの分野において30数年のキャリアと実績をお持ちであり、流通業界経営分野の草分け的存在でもおられます。笑顔がとても素敵な先生はただ今74歳！今もなお自己成長の真っ最中とのこと。パワフルで心に響くご講演を賜り、本当に有難うございました。「人生の目的は幸せ」なんですよ！ さて、今回の記事は、わざわざ福岡からご参加頂いた宮崎竜二様に書いて頂きました。

(河崎千恵子)

宮案内のFAXに、「第50回を記念して、林光行が師の一人と仰ぐ小市哲也先生を講師にお招きし...」とあり、林光行先生を師の一人と仰ぐ私は、その日を心待ちにしていました。小市先生は、大会社の社長と小学校の校長先生を足して2で割った感じです。「仙人のような人かな」と勝手に想像していましたが、オールバックのヘアスタイルと仕立てのよさそうなグレーのスーツに金の時計が印象的で粋なおじさんでした。なんだか、仲良くなれそうな気がするなあ～。

以下「 」内は、小市先生のお話の内容で、宮は私(宮崎)の感想です。

うまくいく方法は皆知っている。でも・・・

「経営とは人、物、金という資源をどう活用していくかということである。経営指南の類の本を要約していくとここに行き着くのではないのでしょうか。皆さん、すでにご存知のことでしょう。それ以上は何もありません。では、その人、物、金を動かすのは何でしょう!? 当たり前のことですが、経営では、人が人、物、金を動かすのです。

私たちは家庭でも、会社でも、人生においても人の中で生きています。家庭でも、会社でも、人生においても人とのコミュニケーションがまずいと、上手くいくはずがありませんよね。コミュニケーションの基本はまず、自分と他人は違うことを知る事です。皆さん、そんなこと当たり前のことやんかーと思われるでしょうけど。

私の言っていることは、皆さんすでに知っていることばかりでしょ。どうすれば人生も経営もうまくいくかは皆さんもう知っているのです。では、なぜ知っているのにうまくいかないことがあるのでしょうか!?

そこが問題ですよ!!」

宮 ええ? 「人」も「世の中」も思い通りになりっこないじゃないですかあ! それが当たり前だって、そういう風に納得していくことが大人になることだと思っただけけど...? それが問題?

無意識のNO

「それは、人間というのは、わかっているけど、できない! やらない! やりたくない! ということがときどきあるからではないでしょうか。しかも、無意識のうちに...!!

人間の行動の99%は無意識です。無意識とは、他人はわかっているのに自分が意識をしてない意識のことです。99%の無意識の行動が自分の目的とは違う印象を他人に与え、または結果を招いていることがあるのです。

私たち人間が、わかっているけど、できない! やらない! やりたくない! のは無意識のうちに心の奥で、NO~!! という決断をしているからなのです。その無意識の決断による行動の結果は、あなたの人生の目的や会社経営の目的にとってプラスなのでしょうか、マイナスなのでしょうか。」

宮 えっ、99%も無意識でやってるんですかあー!! 気づいてないことが多いとは思ってましたけど...。恐ろしい。30%位かなと思ってました。

あなたが選んだ自分

「もし、あなたが無意識のうちに自分の目的にマイナスの結果を招く行動をしていると、世の中は思うように行かないとか、所詮、俺はこの程度の人間なのだからというあきらめモードがあなたの現実の行動になります。世の中は思うように行かないものだから、俺は

この程度の間でよいとあなたが決定しているのです。今のあなたは、あなたが望んで選択してきた結果です。あなたがすべての<源>です。

あなたの思考が感情となり行動となります。もし、無意識の行動の結果がうまくいってないとしたら、そこを観てみましょう。無意識の決断を意識の決断にしましょう。YESなのかNOなのか、あなたの目的にあった決断をしましょうよ。」

宮 します、します。「あきらめモード」も「この程度の自分」もイヤです。

思考 感情 行動 結果

「そのためにまず、あなたの目的、会社の目的を明確にします。旅行の目的地を決めるようなものです。そして、今、ここのあなたがその目的地に近づいていなければ、無意識の思考 感情 行動 結果を逆に結果

行動 感情 思考と遡っていくと、自分は正しいと思いついていた自分の思考に気づくかもしれませんね。

私たちは自分が正しいと思いついていて、上手い理由を他人や社会や環境のせいにしてしまいます。そうやって今の自分を守ろうとします。こういうセミナーの場でも、皆さんは無意識に座る場所を決めていませんか。いつものように知り合いの隣の席とか、なるべく目立たないように後ろのほうの席とか、という感じで…。この経営倶楽部では、最初に席替えをして知らない人とペアを組み、無理やり自己紹介をさせられていますよね。それはあなたの対人関係のいつものパターン（無意識のクセ）を意識化するためなのです。」

宮 なんだか、今まで僕が避けてきたコトをやらなきゃいけない気がしてきました。ちょっと重い気持ちです。これが無意識の『NO~!!』なのかな…。



人生も会社もあなたの決めた通りに

「このようにして個人の思考 感情 行動がより自由になると、個人の集合体である会社組織が変化します。会社を全体とすると個人は部分です。全体としての会社を構成するのは、部分である個人で、個人が会社を良くもするし悪くもするのです。個人の人生の目

的は幸福になること、あるいは社会的に成功することだったりします。企業の目的は利益追求、社会貢献です。自分が会社に所属していれば、人生の目的と会社の目的とは深い相関関係にあって、どちらかひとつが達成できればよいという話にはならないのではないのでしょうか。

あなたが、自分の目的を明確にして、それに向かった行動をすれば、人生も会社経営もあなたの決めたとおりになります。

会社の業績は数字（利益、損失など）で表されますが、その数字をつくった人の心をよく観てください。数字の裏にはその数字をつくった人の汗と涙があります。私は皆さんにその汗と涙が見える経営者であってほしいと願っています。」

宮 「僕の決めたとおり」に人生も仕事もなるんだったら、無意識のうちに「観たくなかった自分」「避けてきたコト」を受け止める勇気が湧いてきました。きっと、ほかの八十数人の参加者の方も小市先生から勇気を頂いたと思います。

最後に

宮 小市先生のセミナーの感動から半年が過ぎました。去る8月26日の各新聞の一面に「2025年には全ての都道府県で一人暮らし世帯の割合がトップになり、65歳以上の高齢者の一人暮らしが夫婦だけの世帯が20%を超える」という発表が載っていました。私は老人ホームの仕事をしているのでこの新聞記事がとても印象に残りました。そして小市先生の話思い出しました。この状況を変えることはできないかもしれないけれど、世の中を全体とし、その部分として老人ホームがあり、そのまた部分として私個人がいるとすれば、思考 感情 行動の式が成り立つのではないのでしょうか。

私が、20年後の私を「明るく幸福である」と決めれば、超少子高齢の世の中もそんなに暗いことばかりではないのかな、と思っています。小市先生、有難うございました。そして林光行、幸先生を始め、林事務所の皆様、経営倶楽部の運営を支えて下さっている皆様、このような機会を与えてくださり有難うございます。次は100回記念ですね！

ご参加頂いた方の感想は当事務所のホームページでご覧いただけます。 <http://www.share.gr.jp/>

経営倶楽部

第51回 経営倶楽部

平成17年7月2日

ニュースでは分からない税金・財政の本当の話

大阪経済大学教授 元大阪国税局所得税課長 藤本清一 先生・税理士 林 幸

衆院解散に先立つこと1か月余りの平成17年7月2日。国の財政だけでなく、年金や預貯金はどうなるのか、税制の行方は?等々、生活に直結する素朴な疑問の数々を一挙解明しようという企画のもと開催されました。当日の内容は多岐にわたり、全てをお伝えすることは無理ですが、その一部をご紹介します。(税理士 古田 茂己)

クイズで現状を見る～日本の財政及び税制

前半の講師は、今回の企画の言いだしっぺの林 幸。まず初めに「クイズ三択問題」で現状認識の一致を図りました。皆さんも考えてみてください。(以下抜粋です。)



何故そんなことに?～その原因をさぐる

では何故、いつの間にそんなことになったのか!? 資料に基づいて原因をさぐってみました。

昔から財政の基本は「入るを量りて出づるを制す」。財政赤字ということは、歳入(税収)より歳出が多いということ。その財政赤字を国債発行により賄われているのです。以下は国債発行額の推移です。

	建設国債	特例国債	新規国債計
平成元年	6.4兆円	0.2兆円	6.6兆円
平成2年	6.3	1.0	7.3
平成3年	6.7	0.0	6.7
平成4年	9.5	0.0	9.5
平成5年	16.2	0.0	16.2
平成6年	12.3	4.1	16.5
平成7年	16.4	4.1	21.2
平成8年	10.7	4.8	21.7
平成9年	9.9	11.0	18.5
平成10年	17.0	17.0	34.0
平成11年	13.2	24.3	37.5
平成12年	11.1	21.9	33.0
平成13年	9.1	20.9	30.0
平成14年	9.1	25.8	35.0
平成15年	6.7	28.6	35.3
平成16年	8.7	27.9	36.6

【国の財政及び税制・三択クイズ】

- イ. 国の財政の一般会計歳出総額と一般会計税収は?
一般会計歳出総額:65.9兆円 税収:54.9兆円
一般会計歳出総額:89.0兆円 税収:47.2兆円
一般会計歳出総額:82.2兆円 税収:44.0兆円
- ロ. 16年度中の国債発行額は以下のどれでしょう?
(新規発行分及び借換債発行の合計額をいいます)
121兆円 49.9兆円 36.6兆円
- ハ. 17年3月末現在の国の債務残高は?
703兆円 781兆円 499兆円
- ニ. 日本の16年度の名目国内総生産(GDP)は?
1,303兆円 304兆円 505兆円

続いてクイズの解答を当日配布の財務省発行の「税のはなしをしよう」と37頁にのぼるコピーで説明。

参加者の方は真剣に各種資料を見ておられます。

ここで林 幸は、日本の人口約1億2500万人の内20歳未満2500万人、65歳以上2500万人。便宜的に20歳以上の1億人で割ると1兆円は一人当たり1万円。例えば82兆円は82万円と説明します。

【国の財政及び税制・三択クイズ解答】

- イ: . は平成元年、 . は平成11年
- ロ: . は平成9年、 . は平成16年の新規発行債
- ハ: . は16年3月末残高、 . は普通国債残高
- ニ: . はアメリカ(1位)、 . はドイツ(3位)

要するに、国の税収は歳出総額の約半分しかなく、今や国の債務残高は、名目国内総生産(GDP)の1.5倍、国の成人人口約1億人で割ると一人当たり781万円になっているということです。

建設国債は「将来の国民の財産」である公共事業のためということで、赤字国債である特例国債とは区別されていますが、財政赤字部分に違いはありません。

抜本的な歳出減をせず、景気対策と称して、公共事業投資、続いて大幅な減税を続けたことが、年々国債発行が増え続けている要因のようです。

平成11年に恒久的減税として実施した定率減税が全廃されるということで話題になっていますが、同時に法人税率を7.5%引下げ、3千万円超の所得に対する所得・住民税の最高税率を15%引下げています。

次に、6月21日の政府税制調査会報告の骨子を林幸が解説します。給与所得控除が縮小され配偶者控除がなくなると、年600万円のサラリーマン世帯で、税金が2倍以上、社会保険料を合わせ月10万円以上の負担になることに、参加者から怒りとためいきが...

いよいよ藤本先生の登場！

参加者の方々の「ここが聞きたい」ところをまとめ、いよいよ藤本先生の登場！



先生はいきなり「私は月給44万円で、生活費月82万円、借金が1億円ありまして、それから妹の婿から金を貸して欲しいと言われている。これで皆さんは私の生活をどう思いますか？」とおっしゃいました。参加者から「自己破産」の声が。「私が自己破産するのは簡単だけでも、これは日本の国の話で、国が自己破産するのは大変ですよ。少し考えないといけませんね。」と講義を始められました。

藤本節は続く！

「日本の円は、ドルに対しては円高と言ってるけれど、ユーロなどの通貨と較べると下がっているんですよ（円安）。つまり日本の価値が下がっているんです。」
「昨年、ヨーロッパに日本の国債を買って欲しいと持ちかけましたが、いらんわいと言われて誰も買ってくれなかった。購入したのは日本銀行・都市銀行などの金融機関です。そこで昨秋、金利変動型の個人国債が販売され、人気が出ているようですが、何故か戦時国債を思い出しますね。」

「アメリカが財政赤字で大変といえば日本は30兆円もドル買いして助けます。でも日本は誰も助けてくれません。」「日本の債務残高は、対GDP比で右肩上がりに急上昇している。どこまでいくんですかね。借金が多いイタリアでさえ日本のずっと下ですからね。」と世界・高所の視点で怖い話が続きます。

「何故、国は入ってこないのに使うのでしょうかね。本当に国民のためでしょうか？公共事業は国民のためですか？」「毎年毎年減税して、景気はよくなると思いませんか。この6年間で所得・住民税の減税だけで24兆円ですよ。どれだけ効果がありましたか。」「今(政府税制調査会で)低所得者層ばかり増税する案を出してきている。」と、藤本節は続きます。

所得の再分配機能が働かなくなった？

「平成になる前の所得税の最高税率は70%だったんですよ。それが37%になっているんですから、低所得者をいじめなくても、この部分の税率を半分でも戻すだけで簡単に3~4兆円の税収が増加しますよ。」

確かに所得税の最高税率はどんどん下がっています。

	49年	59年	元年	7年	11年
所得税の最高税率	75%	70%	50%	50%	37%
住民税の最高税率	18%	18%	15%	15%	13%
合計最高税率	93%	88%	65%	65%	50%
所得税率の刻み数	19	15	5	5	4

藤本先生は日大蔵省（現財務省）におられ、所得税課長を歴任されたご経験から、本来所得税が持つ所得再分配機能が失われつつあることに強い危惧を抱いておられます。

「最高税率50%というと、所得の半分が税金だと思っている人がいるでしょう？違いますよ。累進課税制度を採用しているからそのまま半分にはならないんですよ。その上、利子・配当・土地や株式の売買を分離課税にしたでしょう？しかも、その税率が10%とか20%です。高額所得者が総合課税で課税されると、50%の所得税・住民税を払うところを、10%とか20%で済んでしまうということです。1億円超の所得の人の所得税負担率は20%台ですよ。」

国を破産させないためには

先生のお話を聞いていると、日本の国家破綻が現実味を帯びてきます。藤本先生は、「国家破綻させないためには、公債残高の対GDP比で右肩上がりではなく、横ばいになっている状況、つまり税収と一般歳出が同額で公債残高が増加しないようになれば、まだ大丈夫。そのためには、増税だけでなく大幅な歳出カットが必要です。」とおっしゃって、少しはほっとします。

感想

最後にある参加者から「大幅な財政赤字状態にした責任は誰がとるのですか？」という質問がありました。藤本先生は、「それは国民がとるしかないでしょうね。政治の仕組から言って、国民が選挙で政治家を選んで、その政権がしてきたことであるので、国民が責任をとることになるでしょう。だから、国民がしっかりしないとイケないでしょうね。」という解答でした。

この解答を聞いて私は、税理士として税制がどうなるかには興味はありましたが、これからは財政にも興味を持つ様にしたいと強く思いました。

また、選挙は誰でも一緒だからなあと考えないで、政策などを確認したうえで投票したいと思いました。でも、どの政党を選べばいいのかよけいに悩むなあ。う〜ん……。



耳よい情報



どうなる?! 有限会社

前号(30号)P.10『新「会社法」制定』でご紹介したとおり、平成18年に施行される新会社法では、有限会社という制度はなくなります。

では、すでに現存している有限会社はどうなるのかというと、経過措置によりそのまま存続させることも可能ですし、株式会社に移行することもできます。

既存の有限会社をそのまま存続させる場合「有限会社」という商号を用いなければなりません。

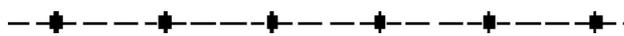
既存の有限会社は、有限会社の商号のままで「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」)に基づいて、新会社法の規定による株式会社として存続することができます。この会社を「特例有限会社」といいます。特例有限会社は「有限会社」という商号を用いなければなりません。

定款や登記等の変更手続きは不要です。

整備法により、有限会社の定款や登記は、株式会社の定款や登記とみなされるため、定款や登記等は、通常は変更する必要がありません。

現行の有限会社の特質が維持されます。

整備法において、有限会社法に準じた特則や経過措置が残っていますので、現行の有限会社の特質が維持



ゴルフ会員権の損切り売却は今年のうちに!

前号では、贈与や相続によって取得したゴルフ会員権を売却した場合に、その贈与や相続時の名義書換手数料等を取得費に含めることができるようになったというお話をご紹介させていただきました。

ところで、バブル時代に数千万円、数百万円で購入されたゴルフ会員権や、最近ご使用になっていないゴルフ会員権をお持ちではありませんか? そのゴルフ会員権を売却して損失が発生したら・・・そんな場合の税務上の取り扱いが来年から変わるかもしれません。

現在、個人が所有しているゴルフ会員権を売って売却価額から取得費や手数料等を差し引いて損失(赤字)が出た場合、その損失は給与所得や事業所得などの他

されます。従来どおり、決算公告は不要ですし、役員の任期もないので、定期的な改選も必要ありません。

既存の有限会社を株式会社に移行する場合 解散登記と設立登記の手続きが必要です。

商号を有限会社から株式会社に変更するには、特例有限会社の解散登記をし、同時に株式会社の設立登記をする必要があります。

資本金はそのままOK! です。

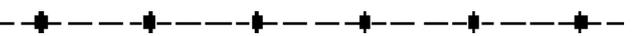
新会社法では、最低資本金制度が廃止されているので、既存の有限会社の資本金で株式会社の設立は可能です。

最長10年で役員変更の登記が必要です。

新会社法における株式譲渡制限のある株式会社では取締役は1名でもよく、監査役も置かなくてもよいことになりましたので、旧有限会社時代の役員形態をそのまま引き継ぐことができます。そして、株式譲渡制限のある株式会社では、役員の任期は最長10年で、役員変更の登記が必要になります。

登記にかかる費用は?

資本金が300万円の場合、特例有限会社の解散登記に係る登録免許税3万円+株式会社の設立登記に係る登録免許税3万円=6万円です。その他、司法書士等へ依頼した場合、その報酬もかかります。



の所得(黒字)から差し引くことができ、その差し引き分の所得税額を減らすことができます。(このように損失を他の所得から差し引くことを「損益通算」と言います)

しかし、今年の年末に発表される税制改正で、来年以降はゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算ができなくなる可能性が高いと予想されています。つまり、来年以降、個人が値下がりしたゴルフ会員権を売却しても所得税額は減らせない! という事態になるかもしれません。

値下がりしたゴルフ会員権を売却しようとお考えの方は、今年の年末までにされることをご検討されてはいかがでしょうか。

(税理士 橋本 雅世)



～ヘルメット相談会～

今回のヘルメット相談会は、今年4月1日に施行された個人情報保護法について実施しました。事務所にとって個人情報データベースは貴重な財産です。法律を守り、適切に取り扱うようみんなで勉強しました。
(樋笠 泰子)

個人情報保護法

パソコンやインターネットの普及によって、昔では考えられないような大量の個人情報を瞬時に処理できるようになりました。それに伴い顧客情報の流出や個人情報の売買事件も多発しています。個人情報の悪用による被害を防ぐために、正しい情報の保護や管理のルールを作り、罰則を作ってきちんと取り締まりましょうというのがこの法律の目的です。

個人情報って何？

特定の個人を識別できるものすべてが「個人情報」に該当します。氏名、生年月日、住所、電話番号等はもちろん防犯カメラに記録された本人と判別できる映像情報なども個人情報になります。

そして、5千件を超える「個人情報」を個人情報データベース等（コンピューターなどを用いて検索することができるよう体系的に整理したもの）を利用して事業活動をしている事業者は、「個人情報取扱事業者」に該当し、この法律を遵守する義務があります。

林事務所は、5千件を超える名簿を保有しているので、立派な？！個人情報取扱事業者です。

では、どんなルールができたのでしょうか？

利用・取得に関するルール

当然のことですが、偽り、不正な手段で個人情報を取得することを禁止しています。そして、個人情報の利用目的をできる限り特定し、その目的を本人に通知または公表しなければいけません。公表の方法として以下の方法が例示されています。

利用目的



- 自社のホームページのトップページに掲載する。
- 自社の店舗・事務所内でのポスター等の掲示、パンフレット等の備え置き又は配布する。
- 通信販売の場合は、通信販売用のパンフレット等に記載する。

安全な管理に関するルール

個人情報取扱事業者は、顧客情報の漏えいなどを防止するため、個人データベースやそこに保存されている個人データを安全に管理し、従業員や委託先を管理する義務があります。また、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

林事務所では、「個人情報保護規程」を作成し、職員全員に規程の内容について説明しました。

第三者提供・開示に関するルール

個人データは、あらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供することを原則禁止しています。本人から求めがあればすぐに開示し、内容に誤りがある場合は訂正、追加または削除しなければいけません。

また、個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた時は、適切かつ迅速に処理をしなければいけません。

このルールができたので、私たちは自分に関する情報の開示や訂正また利用停止を事業者に求めることができるようになりました。事業者に直接申し出るだけでなく、地方公共団体の窓口でも相談できます。

罰則に関するルール

個人情報取扱事業者がこの法律の義務規定に違反し、不適切に個人情報を取り扱っている場合には、事業を所轄する主務大臣が、必要に応じて、事業者に勧告、命令等の措置をとります。その命令に従わない場合は、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」という罰則の対象になります。

もともと林事務所には会計事務所としての守秘義務があります。この度、個人情報保護法施行を機に、さらにお客様の機密事項及び個人情報を守るための方策を具体的に話し合い、実行しています。また、ホームページに「個人情報に関する基本方針」を掲載。個人情報の利用目的、安全管理措置について、問合せ窓口等を公表し、法令遵守に努めています

「ヘルメット相談会」とは：工事現場でヘルメットをかぶった人達が相談し合っているように、アソシエイトが集まって現場のスタッフを図ろうと、職員が発案・実施している所内勉強会です。





特別企画

今だから話せる『戦後60年に想う』

今年は戦後60年ということで、今までになく、戦争についての特別番組が新聞・テレビ等で報道されています。ですが、直接戦争体験を聞く機会は少なく、実感がないのが正直なところではないでしょうか。また、世界を見渡すと世界平和にはほど遠く戦争の悲劇が繰り返されています。今回この節目の年に特別企画として、戦前、戦後の歴史を身をもって体験された諸先輩の方々の随筆をお願いし、これからの日本の未来を考える上で、貴重なメッセージを頂きましたのでここにご紹介します。

戦 後 60年	今だから話せる 「戦後60年に思う」 公認会計士 島田信愛 様
---------------	---------------------------------------

私は昭和15年2月に陸軍士官学校を卒業して、直ぐに中支戦線の戦闘に参加した。5月に陸軍少尉に任官し、戦闘中、支那軍に包囲され、九死に一生を得た経験を持っている。

今にして思うと得難い経験をさせて頂いた。“人生にムダな経験はあり得ない”ということになるだろう、その時は必死の覚悟であった。

私は野砲兵(10cm野砲)第39連隊の新任少尉で、馬係将校(兵器係、被服係等あり)であったが、当日師団の獣医中將の検閲が予定されており、私の中隊の馬は栄養不良のため背骨が見えるような状況であった。馬糧不足である。そのため責任を感じた新任少尉の行動は当然、馬糧を徴発して第一線部隊の努力を上司に認めて貰うより外に方法がなかった。

昭和15年7月15日、私は中隊長の命を受け下士官以下15名を引率して馬糧徴発に向かったのであるが、前日他の中隊が歩兵の第一線を越えて荒らし回った後であったらしく、クリークを渡り終わったところで、待ち伏せの支那軍の一斉射撃を受け、これに応戦する八めに陥った。このとき応戦のための所要の処置



野戦病院の島田少尉(20歳)

を講じて敵情偵察中の私が真っ先に右膝関節に盲貫銃創をうけ歩行不能となった。

約1時間位の応戦の後、師団司令部の命令に

より歩兵の出動を得て助けられたのであるが、その間若し敵が日本軍のように突撃して来たら...と考え、「私は拳銃によって自殺をし、下士官以下に退却を命じる決心」をした。

人間死を覚悟したときにどのようになるであろうか。2つあります。

- (1) 生まれて以後(私にとっては20年)の体験が走馬灯のように一瞬にして脳裏に浮かぶ。
- (2) 母親の顔を思い出す。

このことは臨死体験に近いものであろう。

この負傷によりその後約2年間の療養を余儀なくされたが、その結果大東亜戦争では外地における勤務はなし得なかった。

戦 後 60年	「もういいよ・・・」 長島愛生園 近藤宏一 様
---------------	----------------------------

私は去る昭和13年、小学校6年生の頃に、ハンセン病を発病してこの長島愛生園に入園しました。

あれから60年。従って、あの終戦の日は、この島の療養所で迎えました。

天皇陛下の重大放送があるというので、青年寮の若者たちが食堂に集まり、有線放送のスピーカーの下で、かたずをのんだあの日のことを、生涯忘れることが出来ません。

正午の時報ののち、それは始まりました。しかし、雑音が多い、言葉がはっきりしない、そんな中でやっと聞きとれたのは、「忍びがたきを忍び、耐えがたきを耐え、ポツダム宣言を受託する。」という一言。日本が戦争に負けた...。それはみんなの心にどれ程の強い衝撃だったことかしれません。

その時でした。「もういいよっ」という叫び声、どっと床の上に倒れ込み大声で泣き出したのは、いつもは

おとなしい福本君。あちらからもこちらからも、溜息とも呻き声ともつかぬざわめきがたちましたが、誰一人として口をきくものはいません。彼の嗚咽と、玉音放送だけが虚しく続いていました。

あれから60年、私の心に残ったあの声、「もういいよ」とは何だったのでしょうか。戦争に負けた悔しさ、誰もが騙されたようなあの放送、いや、戦争なんかもう嫌だと言いたかったのか。いずれにしてもあれは、その時集まったみんなの言いたかった言葉であったような気がする。そしてあれは、あの頃の、長い戦争に疲れた日本人全体の告白であったといえば、大袈裟でしょうか。



今年の終戦の日現在、愛生園の納骨堂には3,408の魂が眠っています。そのうち、あの

戦争の最中、飢えと過労によって倒れていった命の数は、どれ程の数にのぼっていることが知りません。

私にとって戦後60年ば「もういいよ」の一言です。

**戦後
60年**

**戦後60年を迎えて
公認会計士 中島 弘 様**

昭和3年初め、大阪市天王寺区下味原町(当時は東区)に生まれる。就学前は室戸台風の風水害を受け、折からの戦時一色となり中学2年より大正区恩賀島の軍需工場に動員された。一方、軍事教練が正規の体育に編入され、教官(陸軍軍曹)の厳しい訓練が優先され、教官より軍関係(海兵・陸士等)へ志願がすすめられた。

父は大阪市勤務であったが、父母の里である奈良県へ、父のみ残して疎開し、郡山中学の4年に編入した。4月進学まもなく陸士・海兵の学科・身体検査が相次いで行われた。この間、県下の4・5年生は男女共名古屋の軍需工場へ動員された。

昭和19年8月8日、動員先の夕食時7名が呼び出され、海兵合格を知った。以後、単独実家に帰り入校準備をした。

昭和19年10月10日、江田島へ、海兵76期生としての第一歩を歩んだ。入校時配布された「英・英辞典」を見て、理系の学問中心と思っておったが、文系の学問も必要だと痛感した。

昭和20年8月6日、理科の実習があり、中島は当番として電源のスイッチを入れた瞬間、バーンの音と共に電源が切れた。「生徒はすぐに防空壕へ入れ」のマイクで教室を跡にし避難した。広島上空に「キノコ雲」の昇るのを見、しばらくして、爆風が吹き荒れた。



入校教育30日経過の第2種軍装

8月22日、石炭運搬の無蓋車で大阪へ、寸断

されていた城東線(現環状線)は23日朝開通したとか、自宅へ帰ったが、無念の気持ちで玄関から入れず裏口から入った。そこに母親がいて、特殊爆弾で死亡したと思っておった息子に会って、母親は幽霊かと思ったとの後日談である。

戦争に敗けたのは技術力の不足と思い、現大阪市立大学工学部電気科を卒業した。

昭和25年3月、シャープ勧告・ドッジの9原則で未曾有の失業時代(含大量の復員者)に公務員試験の行政・電気に合格したが、結果的に行政職として公務員になった。

昭和36年公認会計士の2次試験合格後、会計士補の研修申し込みに行ったときの担当会計士辻野明が同期とわかり、以後76期会の全国での理事・関西地区の会計等約45年勤め現在に到っている。

この間先輩、同期に支えられて人脈の大切さを痛感している。反対に余生は皆様に盡したい。



入校前 昭和19年10月8日 自宅玄関前 (前列左から5番目 中島先生)

戦後 60年
ぼくの 戦中・戦後
六〇星霜
 経済評論家 泉 和幸 様

土佐の高知が生んだライオン宰相・浜口雄幸首相が凶漢に狙撃された昭和5年、僕は呱呱の声をあげた。

前年ウォール街に発した世界恐慌の高波が襲来、政府は超緊縮財政を迫られ、ロンドン海軍軍縮条約の締結は、逃げて通れない国際的関門であった。

これを「憂国の志なし」とした右翼テロリズムは、翌6年満州事変を皮切りに血盟団事件から5・15事件（いずれも昭和7年）など血^{ちなまくさ}腥さい凶気の嵐となって吹き荒れ、昭和11年如月の2・26事件、翌12年七夕の盧溝橋事件へと歯止めを失っていった。

こうした流れを芥川龍之介は「ぼんやりした不安」と言い遣して自殺したのが昭和2年のこと。思えば昭和ヒトケタは、この不安の何たるかを知るよしもなく育った。

国家総動員法、日独伊三国同盟、あげくの果て対英米蘭の戦い。大正世代は全身全霊でこれを受けとめて戦場に赴き生死を分けた。

太平洋戦争。北支から絶海の孤島サイパン、パラオに出征した父、補給（兵站）のない戦いの悲哀を噛みしめた明治後半生まれ。戦後、米空軍の“日本焦土作戦”によって焼き払われた日本の各地、またサイパン、テナン、ロタで玉砕した大正世代の戦士たち遺族訪問の旅を日課とした。

職業軍人の長男の僕は、芥川が夏目漱石の門下生だったことすら知ることなく、陸幼に進み、学舎をB29の「M69」（別名モロトフの花籠）数万発の攻撃にさらされ、一命をとりとめる15歳。

あれほど激しく憎悪を投げつけた相手に、何故に微笑を送り、ひたすら「過ちは繰り返しませぬから」と生きる戦後の財閥解体、農地解放、預金封鎖、ドッジライン、税制シャープ勧告、自治体の誕生。急ピッチな国家改造の荒波は、銚子を奪われ復員してきた大正世代の補助要因として、昭和ヒトケタを位置づけていく。

これからは教育だ。広島高師へ。原爆投下の生々しさが残るヒロシマで、全学連という名の新しい氷壁が立ちふさがり、その雪崩と戦う新聞記者の道へ。

大阪万国博の年、三島由紀夫の衝撃の死が“憂国”の二文字を揺り戻す。同じ新聞社の文化部で筆をとっ

ていた司馬遼太郎が“日本のかたち”に?をとばして逝った。

まさに、めくるめく60年である。そして今ライオン宰相を気取る小泉純一郎という首相の異例な解散・総選挙。往時の「金解禁」の踏み絵は、一千兆円に迫る国家と自治体の巨大な債務解消へ、新たな“分列行進の足音”が高鳴ろうとしている。ヒトケタ、老けこむ前に為すべきこと、まだありや否や。

戦後 60年
幻の大地震
 長島愛生園 神谷 文義 様

1944年（昭和19年）小生15才、今から61年前の大東亜戦争末期に体験した話である。

高等小学校を卒業、就職したのは、知多半島の中の半田市に新しく造られた中島飛行機製作所であった。

当時、町のところどころに、航空服に身を飾り、首にマフラーをなびかせた、飛行兵のポスターが貼られており、子供達にはあこがれの勇姿であった。しかし、飛行兵になりたくても応募資格が厳しく、身長の高い自分はとても望めそうもなく、せめて飛行機を作るところにと、選んだ職であった。

戦争がどういうものであるかを考えるには幼く、戦時の教育は、戦争賛美一色で、この戦いは如何に正義なものであるかを知らしめることにつきていた。

自分が配属された職種は検査工で、忘れもしない12月7日、何時ものように仕事につき、昼食を済ませて、午後の作業を始めてから30分位も経った頃だろうか。突然ゴォーッと、腹に響くような轟音がしたかと思ったら、地面が上下、左右に大きく揺れだした。近々大規模な空襲があるという噂が流れていたもので、てっきり爆弾が落ちたものと思い込み、入口近くの防空壕に慌てて入ろうとしたら、一緒に飛び出して来た連中が「地震だぁ～」と叫びながら逃げ出してきたので、初めて地震というものを知った。余りにも激しい揺れに、この世の終わりかと思うほどびっくりした。暫らくして揺れが収まり、先程自分が入ろうとした壕を見たら、完全に潰れていて、若し入っていたら、と思ったらぞ～とした。

自分の働いていた作業場は、長さ70米、高さ12米程の鉄骨造りで、屋根や壁はスレート張りという軽量の建物であったので、大きな被害は出なかったが、

近くの翼の組立工場は、煉瓦造りの織物工場の柱を抜いたりして改造されたものであったため、殆どの建物が倒壊してしまい、徴用で関西方面からこられた一般人や学徒動員の女子学生が多数、崩れ落ちる煉瓦の下敷きになって亡くなった。

町の建物も大きな被害を受け、自分の住んでいる町内では半分近く倒壊し、二階建ての家は一階部分が殆ど押し潰されていて、視界が余りにも広がってびっくりしたものだ。家屋の倒壊状況から見て、震度は7以上あったのではなかったかと思う。

当時は、戦意向上、国威昂揚を信条とした軍政下にあったため、地震の被害状況は、新聞にもラジオでも報じられることはなく、詳細の全くわからない、東南海地震であった。

明けて20年に入ると、戦況は一段と悪化し、連日に亘り日本の各都市がB29の爆撃の対象となり、7月に入ると、吾が住む半田市も、P51艦載機による機銃掃射、つづいてB29の空爆によって、日本有数の航空機生産を誇っていた工場をはじめ、兵舎、燃料庫など、軍需関連施設は完全に破壊され、多くの犠牲者と瓦礫の山を築いて終戦の日を迎えたのである。

思い返せば、自分の青春は、地震と空襲に逃げ惑い、戦後の食料不足に飢えと戦う日々であった。

戦後 60年	終戦の思い出と 叔父戦死の地、慰霊の旅 東洋歴史文化研究会 須田 一彦 様
-----------	---

終戦の時、私は満4歳。日本の敗戦時の状況を鮮明に覚えている最後の日本人世代だ。

終戦時は新潟県柏崎に住んでいた。新潟県で唯一空襲を受けた長岡の空が真っ赤に燃えていたのをハッキリ覚えている。終戦の日から灯火管制が解かれ夜電灯を点けても自由になったのを見て、子供心にも「今日から世の中変わったんだ」と痛感したものである。

我家では過ぐる大戦で二人の戦死者を出した。父の弟の謙吾少尉は北千島の先端・占守島の戦車第11連隊に在って、終戦後の8月18日突如不法上陸してきたソ連軍を迎え撃って戦った後、武装解除を受ける

8月23日の朝、先に戦死した連隊長の宿舍の前で拳銃で自決して祖国に殉じた。

次叔父の達郎伍長は昭和19年3月18日、歩兵5



占守島で猛訓練中の須田謙吾准尉 (昭和19年夏)

8連隊に在って、悪名高いインパール作戦に従軍し、作戦発起3日後インド領ウフルルで英軍と戦って壮烈な戦死を遂げた。二人の叔父が一人は北の果てでソ連と、一人は西の果てで英軍と戦って国に殉じたのである。父亡き後、統領長男として先祖を祭る責のある私はその後インドとビルマを訪れ達郎叔父の霊を弔う事は出来たが、謙吾叔父の眠る占守島は今ロシアの占拠下にあり生涯訪れる機会はないと思っていた。

しかるに終戦60周年の今年、我が厚生労働省の盡力でこの占守島に遺骨収拾慰霊団が派遣される事となり、私も遺族の一人としてこれに参加し、8月30日小樽港発9月11日小樽港帰着の予定で同島を訪れる夢が叶ったのである！終戦後ソ連軍と戦ったこの占守島の戦いは戦史に特筆される事もなく知る人は少ないが、この北の最前線で日本軍が死力を盡して戦った事により北海道はソ連に占領される事を免れ、我が日本はドイツの如く東西に分断される事を免れ得たのである。叔父の死は決して無駄ではなかったという想いが遺族としてせめてもの慰めである。

また終戦時准尉(戦死して少尉昇進)と云う最下級将校にすぎなかった叔父が「連隊長は戦死したのに自分はオメオメと生き残った。占守島は護れなかった。」と自責の念から自決した事は、過ぐる戦争で己の責任から逃避したり失敗の責任を部下に押し付けたりした卑劣な高級軍人も居た中で、遺族として断腸の想いながらも一族にかくの如き軍人が出た事を秘かに誇りとする次第である。厚生省の予定では占守島の慰霊訪問はこれで最後との事であり、私にも最初で最後の機会である。叔父だけでなく、同島を護って戦死した多数の英霊に心からなる感謝と鎮魂の祈りを捧げてきたいと念じている。

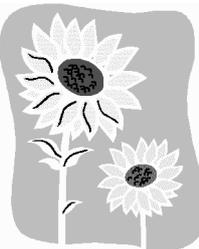
戦後 60年 敗戦のひとつの思い出
司法書士 行方正行 様

この度、先の大戦が敗戦して60年、この節目に何か、今だから話せる思い出を寄稿するよう依頼を受けました。そこで、皆さんに有益になる話ではありませんが、今だから話せる思い出話の一つとして、昭和16年8月15日終戦の日のことなど少し話します。

当時、私は中学生でした。終戦の日は、確か今の東大阪・枚岡の山にあったサツマイモ畑での収穫作業に駆り出されていました。その時の引率担当が、漢文の「スターリン」(旧ソ連の元首相)というあだ名の老齢の先生でした。その先生から私に、本日正午にラヂオ(ラジオ)にて天皇陛下の特別放送(玉音放送といった)があるので下の村の一軒家にまで行って聞いてくるように命じられた。そこで、私は山裾の一軒家まで行って聞き慣れないラヂオに耳を傾け神妙に聞き入りましたが、山の中であったからか雑音が多く十分聴き取れず何を云っているのか理解できなかつた。また、当時日本国は、神の国であると信じていたことからまさか敗戦など思いもしなかつたので天皇陛下が国民に頑張るよう励ましのお言葉を述べられているものと独断し作業の場に戻ってそのように報告した。

ところが、帰宅して敗戦であることの実事を知り、愕然とし自分は何と無責任な報告をしたものだと自分を責める気持ちと先生はじめ同行した他の生徒らに申し訳ないという気持ちで自分自身情けなく思ったことを思い出します。

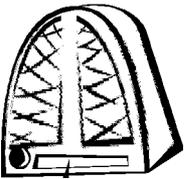
当時は、生徒の中でも健康優良児は、殆ど川崎重工業などの軍需工場に動員され軍需品の生産に駆り出されていた。一方、私ら虚弱な生徒は、学校に残り校舎を守るための訓練、例えば、焼夷弾の落下に備えての消火訓練、重要書類等を防空壕に搬入する訓練のほか、放課後は枚岡の山や近くにあった盾津飛行場(東大阪)の広く青いサツマイモ畑で白シャツ姿の草取り作業などをしていた。



そのとき、空襲に出会い、米軍戦闘機による機銃攻撃を受けて、飛んで小屋の板塀に身を寄せ恐ろしかったことや、また終戦の前日、枚岡の山ではB29の爆撃機の編隊による森之宮にあった砲台工廠の爆撃を眺

めた時、夏の太陽に光る爆撃機の反射のきらめきは、見事美しいと感嘆するほどのものであったことを記憶している。当時、同じ思いだったのか美しいと発声した人がいて大いに非難されたという話を後日聞いたことがある。また美しいと言えば、夜間空襲での焼夷弾の落下が遠くから見れば花火が打ち上げられ時のように投下されるや降下途中に再分裂して落下する様子を唾然と見とれたことがある。

ところが、落下するや忽ち周辺火の海と化すなか、皆が竿の先に何本もの縄を括り付けた棒でその火を叩き消し、またバケツリレーで消火に当たったものである。今考えると、全くの茶番劇であるが当時は実に真剣で、死に物狂いであった。また、夜間は、衣服を着けたままで電灯に黒幕を張って連日の夜間空襲に備え、明かりを隠し、内庭や外の空地に掘った防空壕に走り込む毎日のものであった。



そのような状況にあってもまだ日本が敗れるなど多くの人は考えなかつたか、あまり苦痛の実感もなく、日本は神の国、最後の勝利を信じていたのだろう。従って、食料についても所謂銀めしなど食することなく、私などはサツマイモを主食の代用食とし、これがご馳走でした。時に「たねし」だと思ったら自分の目が映っていたくらい薄いお粥で、お腹いっぱい食べても二三度オシッコに行けば空腹になる状態であったが「欲しがりません。勝つまでは。」の標語まで作って頑張ったものです。

以上のような事を思い出します。全く嘘のような話ですが、今だから懐かしく話せることだと思います。

いろいろと書き綴ると長くなり恥も描くこととなりますので、この辺でペンを擱きます。

編集部より
この度の企画に際し、快くご寄稿くださりまして、本当にありがとうございました。又大切なお写真を提供していただき重ねてお礼申し上げます。「こういう話は家族も知らんことや。」とおっしゃる方もおられ、戦後60年間心に秘めてこられた体験の重さに心うたれる思いがいたしました。これを機に、戦争について又平和について考えるきっかけにしたいと思います。



社会福祉簿記「認定試験」実施！

平成17年11月20日(日) 第一回「社会福祉会計簿記認定試験(初級)」(主催：NPO福祉総合評価機構)が全国29会場で実施されます。今後、社会福祉法人会計簿記の体系的な学習システムの確立と普及が期待されます。(林 竜弘)

実施の経緯と簿記会計の特殊性

社会福祉基礎構造改革の一環として、社会福祉法人の会計制度について「法人全体での経営」という視点から改正が行われることになり、平成12年に『社会福祉法人会計基準』が制定されました。

この新しい会計制度の中で特徴的な点は、旧来の会計で作成していた貸借対照表と資金収支計算書(企業会計のキャッシュ・フロー計算書に相当。以下「CF」)に加えて、事業活動収支計算書(企業会計の損益計算書に相当。以下「PL」)を作成しなければならなくなった点です。特にCFとPLを同時に、しかも会計記録から誘導的に作成するという方法論は、これまで企業会計においても紹介されていませんでした。現在のところ、上場企業においてさえも、CFは間接的に作成されるのみで、会計記録から誘導的には作成されていません。

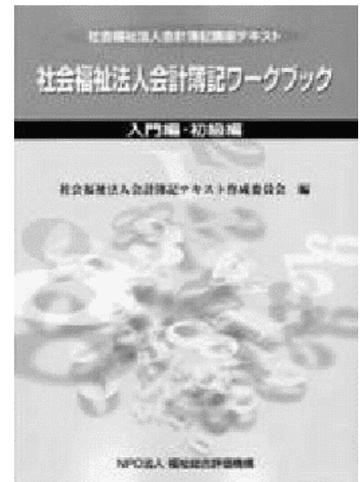
では、PLとCFを一体的に誘導する方法がないのかというところではなく、これまでそのような方法論が紹介されてこなかったただけなのです。今回、認定試験の試験範囲とされている『社会福祉法人会計簿記ワークブック』の中では、複式簿記に基づく帳簿記録から誘導的にPLとCFを作成する方法論が体系的に説明されています。

初めてでも分かり易い学習体系を

とはいうものの、依然として、初めて勉強する方からは「どのように学習すればよいのかよく解らない。」という声が聞かれます。これは、社会福祉法人会計基準を体系的に学習するシステムがないことに起因しています。民間企業の場合、日本商工会議所などが実施する簿記検定(4級~1級)を通じて、体系的に学習できるようなシステムができあがっています。

これに対して、社会福祉法人の会計処理については日商簿記検定のように体系的に学習するシステムや試験制度がありませんでした。そのため、社会福祉法人の会計を勉強するためには、まずは日商簿記3級の内容を勉強してからというように、遠回りを余儀なくされてきました。

今後、中級・上級試験の実施により、試験制度が充実することに伴い、体系的な学習方法の一層の普及が待たれるところです。



以下は、今回の認定試験実施に当たっての林光行の感想です。

このたびのカリキュラム、テキストはすべて私が作ったものですが、多くの方の理解と協力を得て、ようやく全国規模で、統一的な試験が実施される運びとなりました。現在千名を越える方々の受験申込みを頂いていると聞き、本当に嬉しいと思います。

もともと、テキストの中でご紹介しているP/LとC/Fを一体的に誘導する簿記の方法は、32年前に、私が公認会計士の植田肇先生から教えて頂いたもので、私の独創ではありません。植田先生は地道に実務を科

学してこられた素晴らしい先生です。その先生から受け継いだ知識を広く世に役立つ形で御紹介できたことで、ようやく教えを受けた義務を果たせたような、そんな感じがしています。

また、テキストでご紹介している方法は、企業会計実務にも適用でき、これによれば、B/S・P/Lを作るのと同じようにC/Fを帳簿記録から直接的に誘導することができます。しかし、大半の会計学者・職業会計人はそのことを知りません。今回のテキスト、認定試験等を通じて、そのような現状に一石を投じることができるのであれば、それも本当に嬉しいことです。



KS経営研究会は、A ワーク創造館 開業支援講座修了生」のみで構成されている会です。開業支援講座修了生同士のネットワーク作りから、体験発表会を通して、会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

A ワーク創造館（財団法人大阪生涯職業教育振興協会）で林光行と幸が講師を務める「開業支援講座」も足かけ5年、15回におよぶ講座修了生も既に150人を超えています。その修了生で構成されているKS経営研究会が林事務所で開催されました。今回は、第4回と第5回の研修会の模様をお知らせします。

第4回KS経営研究会
平成17年2月27日(日)
色彩を用いた自己表現
発表者：開業支援講座 第5期修了生
次田 賀都代さん
NPO法人
色とこころのネットワーク副理事長
<http://www13.plala.or.jp/irococoro>

次田さんは会社員を経て、カラーコーディネイト等の様々な色彩に関する勉強をされてきました。色彩を用いて自己表現することの意味の深さを感じ、色彩心理に辿り着き、そして『色彩学校』での学びが今の次田さんに大きく影響することとなったそうです。

朝目覚めた時の気分の浮き沈みによって「着たい」と思う服の色が変化することってありますよね。活動的な気分の時は明るい色の服を着たくなったり…。そんな時、「自分の気持ち」と「手に取った色」は関係があるのでしょうか？話を聞いていくと、表面的ではなく、もっと奥深いところにその人の欲求が潜んでいるように感じました。

そもそも「セラピー」は自己治癒力を高めていくという意味があるそうですが、色彩を用いることにより、言葉でのコミュニケーションでは難しい感情の開放や自己表現を、緊張感を持たずに自由に出来るのが特徴です。だって、色に対して良いとか悪いとかって区別はないですもんね。



(リラックスした発表会の様子)

これは実際に次田さんが活動をされている高齢者施設でのお話です。これは実際に次田さんが活動をされている高齢者施設

でのお話です。精神的な病気を抱えているため、人とのコミュニケーションがとりづらかった方が回を重ねていく中で、会話が増えたり、他の方への思いやりをみせるなど、人とコミュニケーションをされるようになりました。絵柄のあるぬり絵だけでなく白い紙に自由に表現するのを楽しまれるようになり、表情が豊かになったそうです。ワークショップの作品は、気持ちの変化と同時進行していく様で感動を覚えました。また、精神障害者作業所では、精神保健士さんに協力して、通所している方が自由に表現することで気持ちが楽になるサポートをしているそうです。



(作品について説明される次田さん)

次田さんは以前から「『色彩』を使った自己表現を体験することで、少しでも心が楽になるようなメンタルケアの活動を展開したい」と熱く私に語ってくれていました。その姿がとても刺激的で「なんて素敵な夢を持っているんだろう！」と感じたのを今でも良く覚えています。そして、実際にNPO法人として「色とこころのネットワーク」の立ち上げに参画されました。

それは、やはり次田さんが常に熱い想いを持ち続けたことと、同じ想いを持つ仲間との関係を築き続けたからだと思います。

今回のKS経営研究会に参加して、私自身も自分の目標を持ち続け、夢を叶えることに頑張っていける！そんな気がしました。（11期修了生 高木美紀）

第5回KS経営研究会

平成17年9月4日(日)

強い信念と夢とこだわり

発表者：開業支援講座 第15期修了生

平 卓也さん

ライブハウス「Knave」経営

大阪市西区南堀江3丁目11-21 Tall Valley B1F

06-6535-0691

<http://knave.co.jp>

大阪の音楽界では有名なライブハウスKnaveの若手経営者、平卓也さんの発表を聞いて、TV、CD等の華々しい音楽業界の裏方を垣間見た思いがしました。

業界特有の環境、音楽製作分野としてのライブハウスの位置づけとその役割の説明、次いで、起業するまでの音楽活動、起業への周囲の方々の協力、そして起業後の苦労話と、今抱えている課題について話されました。

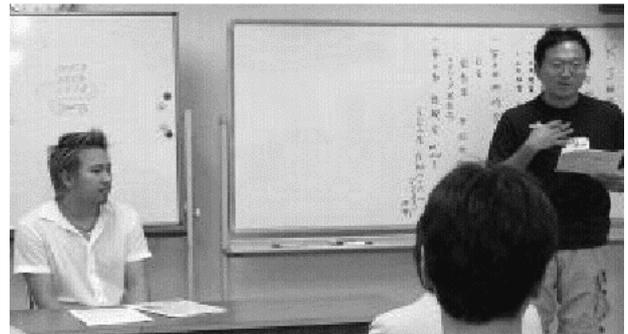
平さんは、プロを目指していたバンドが解散し、音楽活動から離れ、一時CADオペレーターとして建築事務所に勤められていた時に、あるビルオーナーからライブハウスを作りたいと相談を受けたそうです。以前から音響設計の勉強していた事もあり、自分の思い描く理想のプランを提出したところ、あまりの熱心さに「そこまで考えているのならバックアップはするからお前がやってみる」という結果になり、ライブハウスのオーナーに方向転換されました。

どんな業種で起業する場合でも、自分の生き立ちに

よる環境、周囲の協力、自分の努力・忍耐は不可欠でしょう。しかし、彼の場合は、それらのいずれもが、通常よりも数倍大きく作動して、自分の強運も合わせて、今日を築いていると感じました。

彼はまた、自分の好きな音楽の道での仕事に強い信念と夢とこだわりを持っていて、ライブハウスを単に場所貸しに終わらせず、ミュージシャンと同等のリスクを持ち、そしてミュージシャンとユーザー双方に満足してもらえるライブハウスを目指しています。これは、一般商業のメーカーと消費者をつなぐ小売業と同様、商売の原点に沿った経営信念を貫いているように思いました。

我々も起業する時、自分の好きな業種であることが一番重要なことではないかと痛感させられました。好きな道ならば、苦労も苦労でなく、喜びに転換することが出来るからです。



(KS経営研究会で座って参加者の意見を聴く平さん)

まだまだ発展途上のライブハウス経営で、1月から3月までの需要低迷期におけるの売上回復策も検討中で、今回のKS経営研究会会員にも提言を求められ、素人なりの又ユーザーの立場でいくつか提案をしました。結論的に私の感じたことは、商売や起業の原点は業種にかかわらず、全く同じだと云うことです。

つまり、

自分が信頼に足るものを日頃から蓄積すること
周囲の方々の協力を得ること

ユーザー志向であること

経営者として信念とこだわりを強烈にもつこと
自分の好きな道であること

平卓也さんの話を聞いて、私はこの原点を再確認した次第です。

読者の皆さん、若さとエネルギーをもらう為に南堀江のライブハウス「Knave」に行きましょう。

(KS経営研究会会長 4期修了生 富田 修)

【KS経営研究会】

！ 主な活動

年 2回の定例研修会

会員同士の自由参加による食事会

(通称 KSプラザ)

ホームページへの掲載 掲載料 会員無料
非会員 ¥ 1,000/年

！ 入会手続

会長 : 富田修 mail: o_tomy0906@ybb.ne.jp

林光行事務所 樋笠泰子 te: 06-6772-7746

いずれかまでご連絡ください。

【第16期 開業支援講座のご案内】

講師 林 光行 林 幸

平成17年10月20日から12月日 全6回

毎週木曜日 午後6時30分～8時30分

場所 A ワーク創造館 TEL 06-6562-1549

読者の皆様からのお便り

シェアリングレター拝受しました。ひたひたと変化が足音を早める中で、タイムリーな解説と手引、商工会議所と連携して頂きたい貴重な“作品”、敬服の限りです。このところ当方ユビキタス時代へシフトする新旧勢力の対決騒動で振り回されています。

経済評論家 泉 和幸 様

シェアリングレター第30号ご送付頂き、有難う御座います。大変内容が充実していて、感動しました。小生のような法人所属の勤務会計士と違い、経営者としての柔軟な発想とクライアントに対するサービス対応に敬意を表します。今後も周りの人たちを楽しく幸せにしてください。 公認会計士 宮下 怜 様

「上海、今昔」嬉しく拝読させていただき共感しています。小生かつて37年前約19年間、台湾省政府事業の入札に参加し、その頃サポートして下さった方々が台北で大金持に。それはそれでよいのですが、久しぶりに昨年訪れ別世界。同じ想いがしております。

モーリシャスは、豊かではありませんが、貧しくはありません。子供達は屈託がなく目が輝いていて嬉しくなってしまう。御礼まで、多謝。

Xenesis 里見 公直 様

先日は、第50回経営倶楽部のご盛会本当におめでとうございます。「10年一昔」と申しますが、この間のご継続が、現在御事務所のご成長ご発展に如実に顕れています。幸先生との二人三脚また立派に成長されたお子様はじめ所員の皆様とのチームワークは抜群、更に顧客の皆さんのご声援と誠に喜びの極みとご推察申し上げ素心よりお喜び申し上げます。

さて、私と同年齢の小市先生のご講演、自分の人生を省み、照らしながら拝聴いたしました。所謂「知行合一」を実践してこられたことに因る自信でありましょう。先生の厳しい人生体験に裏付けられた強い精神力の発揚が拝察できました。「死生は命なり」「富貴もまた天なり」とも申しますが、先生並びに貴事務所のご指導ご鞭撻を願って頑張っていきたいと思っております。宜しくご交誼の程をお願い申し上げます。

司法書士 行方 正行 様

今回は「交流」と島田先生のご講演を特に拝読させて頂きました。「交流」は、このような話を聞くたびに、自らの子育てや、また保育園とのかかわり方などについても考えさせられます。社会福祉の一端に携わるものとして、今後も真剣に考えてまいりたいと思っております。また、島田先生の記事は、今後自らの仕事に役立てていけるよう、実践できることからしてみようと思っております。

総合福祉研究会 本部事務局 松本 和也 様

いつも参考になる記事があって、重宝しております。今回は特に、ワードで表を作るための操作方法が役に立ちました。いつもうまく作れなくて、エクセルの表を後で貼っていたので、本当に助かります。ありがとうございました。今後とも、よろしく願い申し上げます。 弁護士・公認会計士 大神 深雪 様

いつもシェアリングレター送って頂いてありがとうございます。もう30号なんですね、継続は力なりと申します。20頁もの充実の内容にすごいなあと感じています。経営倶楽部も50回目だそうで、おめでとうございます。Cycles NOVA 加藤 志津江 様

幸先生、ご無沙汰しております。母子会で簿記の勉強をしていた頃を思い出しながら拝見させていただいております。10年前に「簿記を勉強する」機会にめぐり合わなかったら今の私は無いのでは・・・と思うほど、あの頃の経験は貴重なものになっています。楽しい講義ありがとうございました。私はその後、経理事務、営業事務を経験し、この度独立開業いたしました。一国一城の主として仕事に家庭(子育て)に努力を惜しまず進んでいきたいと思っております。

おそうじ本舗長瀬店 古井 清美 様

事務所の皆様お変わりございませんか。シェアリングレターありがとうございました。事務所全体の熱気を感じました。益々の発展を祈っております。

愛媛県西予市 菊池 玲子 様

この他、沢山の皆様からお便りを頂きました。

本当に有難うございました。(編集部)



Awareness for New Actions ANAセミナーを受講して



セミナーを終えて、心の中は春の日差しが射し込むように、暖かなもので満ち溢れています。

日々の生活の中で相手を理解し、気遣っていると思っていた私ですが、それはただ私が演じていただけだったということに気づき、涙が出ました。そして心の中で一番大切に思っていたのが主人だということに気づき、涙が止まりませんでした。人に対して心を閉ざしていた自分に気づき、“人が好き”だという気持ちに気づき、ここから何かが変わっていくようで..。

今はまだ歩き始めたばかりですが、自分を信頼できたら心の扉も全開できるのかなと感じています。涙をいっぱい流して今は心の中の重石がすっかり溶けて流れました。とても気持ちが楽になりました。スタッフの皆さん、そして5月ANAのみんなに感謝！です。

2005年5月受講 高橋 好子 様

シェアリングレターを読んで、いつも林事務所の皆さんが明るく、パワフルで前向きなことがとても不思議でした。「その源は何？」って感じて。

その答えがやっとわかりました。ANAを受講したことが無駄にならない様に、林事務所の皆さんに敗けないような自分になるために、毎日気づきを実践し生活していきたいと思っています。

2005年5月受講 中村 小委里 様

ANAでの3日間はゆっくりと自分を見つめるという時間をプレゼントされた感覚です。最初はセミナーを通して観る自分に落ち込んだり、いらだったりして客観的に見つめることが出来ませんでした。しかし時間が経つにつれて少しずつ受け止められる様になりました。これから日常の様々な場面でANAの体験が新しい自分になるチャンスを与えてくれる気がします。

2005年5月受講 宮崎 誠 様

参加する前、何度も参加された方の感想文を読み、「これってほんと?!」たった3日間でこんなふうに、皆が思えるのが不思議で不思議で仕方なかったのです。その答は実際、自分が参加してみてよくわかりました。

このセミナーで得たものは想像以上でした。「止まって、観て、気づく」ということ、人を思いやる心を手に入れました。同時に自分自身も変わりました。一緒に3日間を過ごした皆さんありがとうございました。

2005年8月受講 小林 由佳 様

今までは自分に自信がなく、自分を押し殺して人に合わせるということを何度もしてきました。それを繰り返すうちに自分自身を見失い、自分が今、本当に感じていること、本当にやりたいことがわからなくなっていました。ANAを通じ、立ち止まって自分を見つめることを知り、本当の自分の気持ちを自覚するようになりました。逃げずにしっかりと自分を見ていると、自分の本当にやりたいことが見えてきて、自分のやりたいことを実行すると、それが自信につながっていくのではないかと思います。ありがとうございました

2005年8月受講 松谷 彰 様

人生観が180度逆転しました。

今まで、自分の事務所運営は、ほとんど自分だけの努力で、お客様も増え、職員も増え、その結果として軌道に乗ってきたものと勘違いをしておりました。

職員皆の協力がなければ事務所運営は成り立たないとうすうす感じてはいたものの、口に出すことなく今に至りました。これからは職員皆に、思いやりと愛情と抱擁をもって接していきたいと考えております。ANA研修を受けなければ決して気づかないことでした。光行先生、幸先生、本当にありがとう。

2005年8月受講 本井 啓治 様

Awareness for New Actions

ANA

ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか ~

2005年11月 ANA

日程：11月3日(祝)・4日(金)・5日(土)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

2006年2月 ANA

日程：2月10日(金)・11日(祝)・12日(日)

お申し込みお問い合わせ

林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第52回経営倶楽部のご案内

「会社法」は商人や商行為などを規定していた「商法」に含まれていたのですが、その「商法」自体は明治32年に制定された法律です。制定以来、幾多の改正を経てきましたが、特に近年は改正に次ぐ改正が行われ、それでも経済の変化に対応しきれず、とうとう抜本的に改められ「会社法」が独立することになりました。では、この改正に伴って来年から中小企業の経営はどうなるのか、それが今回のテーマです。とは言いながら、「法律なんか知らない」という方のための「会社法入門講座」として、開催したいと考えています。関与先の皆様だけでなく、どなたでもご参加いただけますので、ぜひお誘いあわせのうえお越しくださいませう、ご案内申し上げます。

テーマ 「来年からこう変わる～会社法」 講師 林光行事務所 所長 公認会計士・税理士 林 光行
日時 平成17年10月15日(土) 講演会：午後1時30分～5時30分 懇親会：5時45分～
場所 講演会 社会福祉会館（地下鉄谷町線：谷町六丁目駅下車 番出口 TEL：06-6762-5681）
会費 講演会 5,000円 懇親会 4,000円 懇親会々場：かみなり亭（TEL：06-6768-3549）

次回の予定 第53回経営倶楽部 平成18年2月18日(土)午後1時30分～5時30分

テーマ 「流れが変わった日本の針路」 講師 経済評論家 泉 和幸先生

経営倶楽部に関するお問い合わせは、TEL:06-6772-7746 e-mail:higasa@share.gr.jp(担当:樋笠)まで。

御礼

平成17年4月16日、いよいよ小市先生の講演が始まろうとするとき、実務出版の池内さんから「少しお時間を拝借したい」とのこと。一体何かしら？とっていると、第50

回を記念して経営倶楽部参加者有志からお礼の言葉と記念品を贈呈したいとのこと。想定外のことで驚くばかり。言われるままに前に出て、弁護士岡田康夫先生他代表の方々から、心のこもったお言葉と職員全員に記念品を頂戴し、職員一同感激いたしました。頂いた記念品に書かれている「貴和」という言葉は、聖徳太子17条憲法の「和を以て貴しと為す」から採ってこられたものと思います。これを機に、心も新たに、事務所内外の人と和やかに生きて行きたいと思えます。本当に有難うございました。



写真中央の書は頂いた記念品の一つです。名僧・昭和三筆のお一人と称えられた華嚴宗館長第205世、東大寺別当、上野澄園（うえのちょうおん）師のお筆です。

編集後記

「改革を止めたらあかん」と興奮気味に話している若者をテレビで見て、何故か胸が痛みました。彼らはきっと、今の閉塞感や不安から、未来が開けることを願い、そのために「改革」を推し進めないといけないと思っていたのだと思います。私も含め、多くの方の願いは同じだと思います。でも、その願いどおりの「改革」は実現するのでしょうか。

第51回経営倶楽部の前半を受け持つことになり、「まさか！」とか「えらい人が沢山いるからきっと考えたはるやろう」と今まで直視してこなかった財政や税制に直面しました。そして、知れば知るほど、誰に責任があるのかを追及したい思いにかられました。（6頁参照）

でも責任の一端は放置してきた私にもあるなあと思うのです。また「生き残るのは強い者でも賢い者でもなく変化に対応できる者である」賢者は最悪を想定し楽観的に行動する」との言葉があります。犯人探しや責任のなすり合いをしている間に、事態は進んでいきます。

最悪の事態がもし起きるとして、「もうだめだ」と諦めるか、自分だけ生き残る道を探るか、第三の道～例えばより多くの方が幸せになる道を探るべく、知恵を絞り、情報発信し、それぞれが精一杯のことにするとか～があるはずだと思います。どういう選択をするのかもまた、それぞれの人生観だと思います。少しの勇気を持って、反論を恐れず、未来を信じ、本当に願っていることをもっともっと発信しませんか。（林 幸）

シェアリングレターに関するご意見、ご感想、あるいは日頃感じておられることなど、どしどしお寄せください。また、税務や経営についてのご相談もお気軽にどうぞ。 E-mail:yuki@share.gr.jp URL:www.share.gr.jp 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットヒル Tel:06-6772-7770 Fax:06-6772-7740 なお、購読料をカンパして頂ける方は口座番号00950-3-14499 林光行事務所の郵便振替までお願い致します。